

令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金公募要領

1 事業の目的

内事業者への就職を希望する新規学卒者及びUIJターン者へ向けた就職情報サイトを活用した採用広報活動に取り組む町内事業者を支援することを目的とする。

2 申請の対象となる補助対象者

補助対象者となる事業者(次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの)

- (1) 町内に本店を有し、事業を営む方
 - (2) 就業場所を町内とする正社員の求人を行っている又は、行う予定の方
 - (3) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所ではないこと
 - (4) 町税等(個人事業者の場合は国民健康保険を含む。)の滞納がないこと
- ※ 町内に本拠がある、社会福祉法人、農業協同組合等でも対象になります。

3 補助経費となる事業

県外の新規学卒者やUIJターン者の採用広報活動に取り組む事業で次に該当すること

- (1) 就職情報サイトに正社員の求人情報を掲載するために要する経費

※ 消費税相当額や振込に要する経費、パソコン、ネットワーク環境に要する経費を除きます。

※ 令和8年3月31日までに完了し、実績報告する必要があります。

4 補助金の額

補助対象経費の合計額の2分の1(上限20万円)

※ 当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切捨となります。

5 公募の概要

(1) 公募期間

令和7年4月28日(月曜)～令和7年7月31日(木)午後5時まで

(2) 申請について

1事業者につき1回のみ申請可能です。

(3) 応募先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地 13-1

商工観光課商工労働係 shoko-rodo@town.shonai.yamagata.jp

(4) 必要書類

- ① 令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金事業計画申請書(様式1)

② 事業内容、補助対象経費がわかる書類(見積書、パンフレット等)

(5)採択方法

補助金の採択は、交付要綱等に基づき、8 月中旬までに決定します。応募額が予算に達しない場合は、募集期間の終了後も補助金の申請を随時受付けます。

なお、予算の範囲内で決定するため、応募額が予算を超過した場合は、行政支援の必要性等を判断して決定し、満額交付ができないことがあります。

(6)結果の通知

交付申請の結果については、事務局から補助事業者に書面にて通知を行います。

※採択・不採択に関わらず審査内容・不採択理由については公表しません。

6 実績報告について

令和8年3月31日まで行うこと。また、事業実績報告時には以下の証憑類を提出する必要があるため、適切に保管すること。

実績報告に基づき補助金額を確定します。

- (1) 令和 6 年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金実績報告書
- (2) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) □写真その他補助対象事業の実施状況が分かる書類

7 支払い

実績報告後、補助金額が確定したのち 30 日以内に支払いを行います。町に口座登録がない方は以下の書類の提出を求めます。

- (1) 事業者の金融機関口座の通帳表紙+表紙裏面(又はネットバンクの口座名義人や口座番号、金融機関コードが確認できるページ)
- (2) 他人名義の口座に振り込みすることはできません。
- (3) 補助金の交付を受ける口座は、日本国内のものに限ります。

8 お問い合わせ先

庄内町役場商工観光課 商工労働係

電話 0234-42-0138